

水、全農福佐の指導により三月二十日労働組合の組織を持つ工友會を結成したり。然るに會社側は勿論従業員中役付職工に在りては他團體の介在する工友會には絶対反對なりとして遂に脱退するに至りたる結果強硬派職工は之れを以つて會社側の切崩しなりとして其の脱退者の解雇並に前争議解決條件の實施を要求したるに因る

十一、要 求 事 項

- 一、工友會を脱退せる大部治右衛門外幹部を即時解雇し且つ解雇手當を支給せざること
  - 二、右に對し直ちに回答のこと
- 以上拒絶せらるるや左の要求書を提出す
- 一、煖房組の製品を參割以上の減少を要求す
  - 二、煖房組の型場中子屋段取替と一組毎に各人一分の分役の支

給を要求す

- 三、煖房組〳〵三月中旬提出の煖房製品單價表は本日の要求書と訂正す
- 四、煖房組製品中、ダルマ足、外足、中足は右の要求第一項より參割を減少し尙胴の單價よりも三割以上値上を要求す
- 五、現在の鑄物夫を職工と改められたし
- 六、砂落場の砂落單價を現在より六割以上の値上に訂正を要求す

十二、經 過

四月一日役付幹部の解雇を要求し拒絶さるるや鑄造部を中心とする百四十名の職工は工場に籠城し金水、全農福佐の應援を受け翌二日未參加職工にピラを撒布し會社側に前記要求書を提出せり。